

○山本香苗君 公明党の山本香苗でございます。

まず最初に、宮城県で起きましたDV事件についてお伺いしたいと思います。

先月、宮城県石巻市におきまして三人が死傷という痛ましい事件が発生をいたしました。この事件後、警察はどのような対応を取られたのでしょうか。

○国務大臣（中井治君） お亡くなりになられました三人の方々、心から御冥福をお祈りを申し上げたい。また同時に、起こしてはならない悲惨な事件であったと考えております。

委員御承知のように、度々と被害者側から御相談を受けて、そして対応をいたしてまいりました。再三にわたって被害届をお出しいただくというお約束もいただいたんですが、お若い方だけにお迷いがあったのか、それらの被害届は出されずに、また御相談に来られるということの繰り返しでございました。そういう中で今回の痛ましい事件が発生をいたしまして、警察関係者も誠に残念な思いをいたしているところでございます。

今後のことも少し、今のことも少し申し上げますか。

○山本香苗君 どういう対応を取ったかという……

○国務大臣（中井治君） 今がそれが対応でございます。

○山本香苗君 どういう対応を取ったかということをもまず事実関係としてお伺いしたかったわけですが、今おっしゃっていただきましたように、DV被害者の救済におきまして警察の役割というのは非常に大きいものがございます。今おっしゃっていただきましたように、何度も石巻署の方に御相談をいただいている、だけれども、いろんなこと、制度を説明していたけれども、御本人の方から申立てがなかったので保護命令等々も出すことに至らなかった。そういう経緯はあらあら報道で存じ上げているわけでございます。

今国家公安委員長が言われた若いからというよりも、まずその認識を変えていただきたいなど。DVの特徴、福島大臣よく御存じだと思いますが、やっぱりDVの特徴として、自分が悪いから仕方がないとか、また、育ってきた環境の中で、このくらいだったらどこにでもあるんじゃないか、そういうようなことを思い込んでしまっている、そのためにDVそのもの自体を否定をしまったり、また支援を自分から拒んでしまうようなケースというのが散見されるわけでありまして。ですから、ただ単に、こういう制度がありますと、そういう説明ではもう、そういう特徴踏まえて、そういう制度の説明で終わっていたら何も支援ができない。

ですから、被害者の支援団体の方々等々からは、やっぱりDVが原因で過去に起きた殺人事件とかそういうものをしっかり紹介して、自分だけじゃなくて、今回のように周りの方々も危害が及んでしまう可能性が非常に高いんだということをしっかり紹介するなどして、被害者が被害届を出すとか保護命令の申立てをすとか、そういうことを出すようにもっと警察の方が積極的に関与してほしいということが言われているわけなんですけれども、国家公安委員長、いかがでしょうか。

○国務大臣（中井治君） お話は承知をいたしておきますし、おっしゃることは分からないわけではありません。しかし、今回の事件では、警察は本当に再三被害届をお出しいただく約束をいただきましたので提出をお待ち申し上げておりましたところ、やはり、よりを戻すというのか、ということになったので、出さないというお話が繰り返されたわけでございます。御家族にも申し上げ、御家族もお約束もいただいたにもかかわらずお出しただけで、結果として一步踏み込んだ保護や捜査ができなかったことは本当に私としましても、どういう事件だろうと、ざんきに堪えない思いもあるわけでございます。

また、家庭内暴力、恋愛事件に基づく暴力を含めて、非常にデリケートで介入しにくい面もあって、警察官もちゅうちょする面もあるのかと思います。後からいろいろと御批判をいただくことも多いわけでございます。今回の事件、検証に検証をいたし、また今捜査も十分にいたしているところでございます。

これらを踏まえて、本当に警察官が一步踏み込んでそういうものに対応できるのかどうか、十分な検討をしていきたいと思っています。

○山本香苗君 警察の方が何もしなかったとは申し上げてないんです。一生懸命やられたことは、今後の中でい

るいろいろ検証していくということを伺っているわけなんですけれども。

今国家公安委員長がおっしゃったように、一步踏み込んだと。実は、去年の八月にも、また平成十八年の十二月のときにも、確かに一步踏み込んだ対応をしるということで現場の方に通達を出されていらっしゃるわけですね。それを見ますと、届出者の意思のみにゆだねることなくという形で、今まで以上に積極的な事件化というのを図れということ現場におっしゃっていたわけなんです。

だけれども、こういう今回のようなケースがあって、昨年にも福岡で同じような事件があつたと、そういう形になっているので、せっかくこういう形で警察が一生懸命頑張ろうということで警察庁の方から県警等々に流していただいている、なぜそれがやっぱり防げなかったんだろうかというところは、もう一度この通達どおり本当に現場で行われているかどうかという目でしっかり検証していただきたいと。

その上で、その事件が起きたところだけという話じゃなくて、全国でそういう対応が差がなくやっていただけるように、警察の在り方として、対応の在り方として再検討を是非していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○国務大臣（中井治君） お話承りました。

ただ、警察の日常業務は猛烈に多様な業務の中で打ち過ぎておまして、本当にどれをどう対応するかというのは瞬間瞬間の判断も出てくるときもあると、こう考えています。

しかし、そういう中で、警察へ家庭内なりあるいは相手方なりの暴力を訴えるというのはよっぽどのことだと、よっぽど苦しんでいらっしゃるんだと、このことを十分認識して対応するように、重ねて公安委員会としても警察の方に申し上げていきたいと考えています。

○山本香苗君 是非よろしくお願ひしたいわけですが、こうした事件を防ぐために参議院でDV防止法を作って改正に改正を重ねてきたわけでありまして、本当に残念でならないわけですが。

福島大臣も同じ思いでいらっしゃると思いますけれども、所信で大臣が、DV根絶については関係省庁と連携をし、政府全体として積極的に取組を進めてまいりますとおっしゃっていただきました。そういう点では警察との連携はどういうふうにお考えになっているのか、また具体的にDV根絶に向けての取組というのを、福島大臣がせっかくこのお立場でいらっしゃるんですから、目に見える形で是非政府全体の取組を引き上げていただくようなことをしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○国務大臣（福島みずほ君） ありがとうございます。

ここ参議院におきまして、超党派の、とりわけ女性議員で与党も野党も関係なく九年前にDV防止法を作りました。その後一回、二回と改正を重ね、山本委員も改正にもかかわって非常に積極的にやっていらして、これはまさに超党派で、とりわけ参議院発でやってきたテーマだと思い、私も格別に思いがあります。

私自身、弁護士としてセクシュアルハラスメントやドメスティック・バイオレンスに取り組んできたというのがあるので、本当に根絶のために何ができるか、エールを送っていただいて頑張ります。

それで、冒頭山本委員がおっしゃったように、DVの特色というのがあると思います。被害者はやり直せるんじゃないかと思ったり、被害を受けていてもなかなか踏み切れない、あるいは今回の宮城の事件もそうですが、かくまった人や親族、友人があるいはターゲットにされたり殺害をされるというのも私はDVのある意味特色だというふうに思っています。

ですから、そういうDVの特色をすべての人に、とりわけ公務員の皆さんに、警察官の皆さんに十分理解していただいて、他の殺人事件や刑事事件とまた違うDVの特色に立脚した対応をしていただくと、かなりまた改善するのではないかというふうに思っております。

配偶者暴力防止法の施行に当たっては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針というのを策定し、警察として取るべき対応も含め、政府全体として総合的、一体的な施策の推進を図っているところです。ただ、今回またこういう事件も起きましたので、例えば被害者及び関係者に危害が及ぶおそれがあるときは、警察から被害者に対して被害届の提出の働きかけを積極的に行うことや、加害者に対して指導、警告を行う等が必要であるというふうに考えています。

ですから、内閣府として、各関係諸省庁と連携を組み、研修の在り方やいろんなことも含めて一緒に力を注い

で必要な協力をしてまいります。

○山本香苗君 ありがとうございます。

本当に私野党でございますが、この問題は大臣がおっしゃったように党派を超えてやるべき問題だと思っておりますので、しっかり具体的なものを挙げていただきたいと。私たちもしっかりとバックアップをしていきたいと思っております。

中井国家公安委員長、ここで大丈夫ですので、是非先ほどの御答弁どおりやっただけならばと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

児童扶養手当関連を御質問させていただきたいと思っております。山井政務官、どうもありがとうございます。

DV関連で、DVの被害者が子供を連れて夫から逃げて施設や実家などに逃げたりしている場合の児童扶養手当の支給はどうなっていますでしょうか。

○大臣政務官（山井和則君） 山本委員にお答えを申し上げます。

私自身、学生時代、母子寮、今で言う母子生活支援施設で六年間ボランティアをしております、DV被害で子供を抱いて逃げてくるお母さんの施設でボランティアをしておりましたので、まさにこの問題に関しては強い関心を持っております。

今の御質問であります、DV被害者であるお母さんが子供を連れて家を出た場合については、子に対して父が引き続き一年以上遺棄している状態であれば、父母がまだ離婚していなくても児童扶養手当の支給対象としております。

○山本香苗君 今おっしゃった遺棄に当たるとして児童扶養手当の受給を受けているケースは何件ありますか。

○大臣政務官（山井和則君） お答え申し上げます。

四千三百七件、二十一年十二月末ということでお答え申し上げます。受給者数は百一万九千八百九十五人ですので、〇・四％に当たります。

○山本香苗君 福島大臣、この数字をどう見られますか。

○国務大臣（福島みずほ君） そうですね、支給を受けている人たちが百万人以上いらして四千三百七ということは、まだまだ潜在的にもらっていない方が多いというふうに思っております。

○山本香苗君 遺棄という概念はどういう概念でしょうか。

○大臣政務官（山井和則君） 父が児童を遺棄している場合とは、父が児童と同居しないで監護の義務を全く破棄、放棄している場合であり、すなわち、父からの監護の意思及び監護の事実が客観的にあるとは認められない場合、児童の遺棄に該当すると考えております。

○山本香苗君 福島大臣、大変恐縮なんです、昨年六月の二十五日に厚生労働委員会におきまして、この遺棄につきまして、「遺棄状態についてのフローチャート、事実婚の規定など、一九八〇年に作られたものです。その後の人権状況の進展、特に子どもの権利条約、DV防止法等に違反しているおそれもあると考えますので、再検討を是非していただきたい」とおっしゃっておられました。

大臣になられる前の御発言ではありますけれども、今でもこの遺棄という概念を見直すべきだとお考えでしょうか。

○国務大臣（福島みずほ君） もちろんそうだと思います、その方向で努力をしております。というのは、例えば、メールを送ったりすることによってそれは遺棄状態ではないというふうになると、それは問題です。これは現状でも個別に、この御質問いただいて聞きましたところ、個別にそれは検討しているということで、メールがあったりしたからといって、それは即遺棄では当たらないというふうには解釈をしていないということをお聞きをしました。

ただ、遺棄については御存じ、これはまた別の問題で、DV防止法でメールを送ったりしてはならないというふうになっておりますので、今後、遺棄の概念についてはそれぞれの個別ケースをしっかりと見て、メールを一回送ったらもうそれは遺棄ではないというふうな形での解釈はすべきでないというふうに思っております。

○山本香苗君 見直すべきだというお考えを今でもお持ちだということなんですけれども、是非これ政府内で見直しをしようという作業、大臣進めていただけませんか。

○国務大臣（福島みずほ君） 十分協議をして結論を出したいと思います。

○山本香苗君 今、大臣が前におっしゃっていただいたように、既に運用等々でこの遺棄の概念を緩和しているということは存じ上げているわけなんですけれども、やっぱり遺棄の概念の根本的な、いわゆる変えるというところには至っていない話であるわけですので、これは結構大きい話ですから、しっかりとそこはそことして進めたいと思うわけなんです。

まず、その遺棄の概念を見直すという前に、早急にやっていただきたいなということで、厚生労働省ちょっと来ていただいているわけなんですけれども、それは先ほど申し上げたように、今DVの被害者の方が子供を連れて逃げている場合には、離婚前であったとしても引き続き遺棄に認定されるのであれば出ているという話なんです。離婚前であって一年以上たっていないくとも事実上婚姻を解消したと同様の事情にあると認定できる場合で、その被害者の監護を受けている又は生計同一という形になっている児童については、支給対象を定めております現行法上の第四条の第一項第五号の「準ずる状態にある児童」として、遺棄とは別に、遺棄は、今までのフローチャートのあの部分は取りあえず残しておいて、遺棄ということとは別にして政令で定めることを是非お考えをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官（山井和則君） お答え申し上げます。

現行児童扶養手当の支給対象となる児童として、児童扶養手当法第四条第一項第一号に「父母が婚姻を解消した児童」が規定されており、更に第五号に「その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの」が規定されております。御指摘のそれと、婚姻を解消したのと同様の事情にあると考えられる場合については、どのようなケースを対象とするか、そうしたケースはいかに客観的要件を設けて認定を行うことができるものかなどが分かりにくいいため、直ちに判断することができないと考えております。

御指摘の場合について政令で規定できるかどうかについては、父母の婚姻の解消と同様の事情とはどのような状態を指すのか、それらの要件は実務上客観的に認定可能な要件なのか、また児童扶養手当の適正な受給という観点から適切な要件か、また他の要件との均衡、まあ遺棄の場合においては一年以上その状態が継続することが要件として規定されているわけでありまして、それぞれの論点を踏まえて検討する必要があると考えております。

ただ、山本委員おっしゃることというのは私も非常に痛感しておりまして、やはり児童扶養手当が早く出ることによって救われる母子というのが非常に多いと思うんですね。ただ、今申し上げましたように、申し訳ないんですが、じゃ客観的にどうそれを担保するかというところで非常に苦慮しているところがございます。

○山本香苗君 是非その、難しいことではあるんですが、客観的にどうだということを、現場では一年というところを金科玉条のようにして、一年たったらすぐ出せるという形になっているわけなんです。いろんな形で書類を客観的に認定しているわけなんです。ですから、ここの部分について、やろうと思えばできる話だと思いますので、是非、山井政務官に頑張ってくださいと思うわけなんです。

そこで、もう一点ちょっと確認させていただきたいんですけれども、ということは、要するに法律に委任された事項だから、ここについては厚労省が、政府として決断をすれば法改正しなくたって支給対象に含められるということでもよろしいんですね。

○大臣政務官（山井和則君） お答え申し上げます。

そこが一番重要なポイントでございます。法改正が必要なのか、法改正が必要でないのか、政令でいけるのか否か、まさにこれは非常に大きな話でありまして、趣旨は私は非常に分かる気がいたします。もう本当にお母さん、お子さんにとっては生きるか死ぬかのそのふちにいるときに、児童扶養手当というのは本当に命綱になるわけですから。ただ、そのこととほかの制度との関連等も含めて、政令でいけるのか、あるいは法改正になるのか、そのことも含めてちょっと直ちに判断ができないという状況であります。

○山本香苗君 直ちに判断はできないんですけども、そこは検討していただくということでよろしいんですか。

○大臣政務官（山井和則君） この問題は、やはり本当に一刻の猶予もない問題でありますので、どういう方法が考えられるか、御質問の趣旨は痛いほど分かりますので、検討させていただきたいと思います。

○山本香苗君 検討するというところでございますので、今回父子家庭にも出すという児童扶養手当法の改正も政府として出していらっしゃるわけでありまして、審議の中でこういう論点も出てくることだと思います。是非

前向きな検討をしていただきたいと思いますとおっております。

やっぱり、今おっしゃっていただきましたとおり、二〇〇七年の内閣府のDV被害者の調査をしたときにも、利用を申し込んだけど実現できなかった割合が高い支援という中で一番最初にこの児童扶養手当が挙げられております。また、経済的に困窮しているために児童扶養手当を受給したいがために、なるだけ早く離婚調停を終わらせたいということで、納得のいかない形で調停に依ってしまうようなこともあるということも伺っておりますので、是非、政令でできるのであれば、今回の法案に入っていないわけですから、施行令で一緒にやっていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

福島大臣、シェルターの関係なんですけれども、これずっと我々懸案事項として財政支援のことをやってきたわけなんですけれども、本当に、今民間シェルターばたばたつぶれているという話も多分耳に入っていると思うんですけれども、地方自治体の担当部局の方から、やっぱり特交は難しいと、かつ支援団体の方々が願いますと言ったら、財政当局がうんと言わないというようなことではね返されていまして、かつ原口総務大臣がその特交について見直しに言及をされておられましたけれども、これを機にというか、再検討を、民間シェルターに対する財政的な支援の在り方、仕組みを是非、政府全体で頑張りますというふうに所信でおっしゃっていらっしやったので、ここをまずやっていただけないかなと思います、どうでしょうか。

○国務大臣（福島みずほ君） 私自身が民間シェルターの協力弁護士を弁護士になったときからずっとやってきておりますので、シェルターの全国的な皆さんの大変さ、もう身銭を切っていることや、それから、おっしゃったとおり、ばたばたつぶれていく、思いはあってもつぶれていくという現状は十分理解をしております。

これが一番実は悲鳴が上がっているところで、これは一番初めにドメスティック・バイオレンス防止法を超党派でみんな、私も含めて作ったときに、地方公共団体による民間シェルターに対する財政支援については、配偶者暴力防止法が制定された平成十三年度から毎年度当該支援費の二分の一が特別交付税の算定基準に盛り込まれていると。そして、婦人相談所からの一時保護の委託を受けた民間シェルターについては、法にのっとって都道府県が一時保護委託費を支給し、その半額を国が負担していると。しかし、それだと運営費などに行かないのでなかなか大変ということは実は理解をしております。

また、民間団体への財政支援については各地方公共団体がやっていると。そのことも、実は民間団体をお願いをしたり、私自身も野党のときに、これ特別交付税を頑張った自治体には出しますという答弁をもらって大喜びをしたんですが、なかなか特別交付税も、正直、全部一括して特別交付税って出るので、出さない自治体は、首長は出していただけないという話も実は十分知っております。

これを機にまた調べたところ、都道府県で一番出しているのは神奈川県六千四百七十七万円で、ただ、ゼロの自治体が十五、都道府県が十五ありまして、こういうところも実は変えていきたいとおっております。これについては、何とか民間シェルターに税金を出す仕組みは考えられないかと、厚生労働省、内閣府で知恵を絞ってもらっている現状です。

○山本香苗君 是非、そのところを早く、うまくリードしていただいて取りまとめていただきたいと思いますと思うわけなんです。

済みません、山井政務官にせっかく来ていただきましたので、一つ聞いておきたいんですけれども、無低、無料低額宿泊施設の関連なんです、今厚労省で検討チームを立ち上げていただいて、山井政務官中心になって検討会を精力的にやっていただいている、その対応の在り方については法的規制も含む検討をなさっていらっしやると伺っております。そして、現段階においては、いわゆる無届け施設だとか無低に居住する生活保護を受けている方を、居宅ができる場合には、敷金等も出るから転居をさせるようにというような通達を去年の十月に出していただいたわけです。

そこで、先日、地方自治体の現場でどういうふうに転居支援が行われているのかということ伺ってまいりまして、そうしたら、なかなか進まないという現状を伺いました。といいますのも、通達を出していただいたんですが、現場で生活保護の実務のバイブルとも言える実施要領に基づいて仕事をしているわけなんですけれども、その問いの第七の三十において、転居に際し敷金等を必要とする場合が列挙されていると。無料低額宿泊所は明記されているんですけども、法的に位置付けのない民間のアパートを活用した無届け施設については明記されていな

いと。だから、果たしてここを根拠に転居支援をしてもいいのかどうか分からないと。恐らくそうなんだろうけど、はっきりしないと。その状況でうちの市だけがそうした無届け施設からの転居支援をやったら、何を根拠にやってんねんとか、業務妨害だという形で事業者の方から言われかねないと。だから、早く実施要領を見直して無届け施設からの転居支援も明記するか、若しくは実施要領の無料低額宿泊所等とあるんですけども、その「等」にこうした無届け施設が含まれるということを通達で明確にしてもらいたいという御意見がございました。

通達だったらどうでしょう、早速今日にでもできると思うんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官（山井和則君） お答え申し上げます。

私たちがやっております検討会でもまさにそういう要望、御指摘を受けておりまして、私たちも山本委員と同じ問題意識を持っておりますので、検討したいと思います。

○山本香苗君 検討じゃなくて、やっていただきたいんです。

○大臣政務官（山井和則君） 山本委員の趣旨を踏まえて、早急に検討したいと思います。

○山本香苗君 山井さんだったらやるって言うていただくとって今日は呼んだわけなんですけれども。

時間がもう迫ってきましたので、もう一つ。

転居支援やれやれって国が言うねんけどできないということがもう一つ、本人も転居を希望していて地方自治体も転居支援しようとした場合でもできないケースがあると。というのが、住居とサービスというのが別契約で、大体通常一年契約ぐらいになっているらしいんですが、契約書面上、中途解約についての規定がないケースが多くて、本人が転居を希望しても解約できずに転居ができなかったという話を伺いました。

個々のケースだとか契約書等によって状況は変わると思うんですけども、こうしたケースを想定した対応についても是非検討会で検討していただきたいと思いますが、検討というか、早く答えを出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官（山井和則君） いや、本当に非常に重要な御指摘をいただきありがとうございます。

昨年十月三十日から検討会を開きまして、今晚も第五回目を行います。その中の検討会でも、入所者やその支援団体の方々から、途中で契約が解除できないという、解約できないという問題点を指摘していただいております。

このことに関しては、法規制の是非も含めて、今かなり詰めて議論して、この議論も大詰めに来ておりますので、その議論の中で山本委員のこの御要望を踏まえて結論を出していきたいというふうに思います。

○山本香苗君 検討会の模様を私もずっとウオッチしているわけなんですけど、議事録がなかなか出てきませんで、参考資料は載っているんですけど、議事録が見れない状況でございますので、ちょっと意見がかぶったりとかしたところはあるかもしれないんですが、是非やっていただきたいと思いますが、また、これは消費者の問題でもありますので、是非福島大臣からも御協力をよろしくお願い申し上げたいと申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。